

191116 第 12 回南伊豆を知ろう会 於：南伊豆町役場湯けむりホール  
明治時代前半の鉄炮と南伊豆 ー現代獣害問題の淵源ー

西村 慎太郎

### 課題設定 ー現代南伊豆の獣害問題ー

- ・現在でも課題となっている獣害と野生動物保護。ここでは獣害の淵源を考える一助として、明治時代前半のおもに上賀茂地区における鉄炮所持の問題を検討してみたい。

### I：近世のケモノと鉄炮

#### 1-1 年貢にされるケモノ

##### ・南伊豆

- ①上賀茂村：近世・近代の年貢割付状には記載なし
- ②伊浜村：寛永 19 年(1642)鹿皮 2 枚永 200 文<sup>1</sup>

##### ・西伊豆<sup>2</sup>

- ①田子村：[元禄]鹿皮 4 枚代永 400 文 / [天保 4]鉄炮 2 挺役永 100 文
- ②浜村：[元禄]鹿皮 7 枚半代永 750 文 / [天保 7]鉄炮 1 挺役永 51 文 5 文
- ③中村：[元禄]鹿皮 4 枚代永 400 文 / [安政 3]鉄炮 1 挺役永 50 文
- ④大沢里村：[元禄]鹿皮 4 枚代永 400 文 / [文化 5]鹿皮永 400 文  
・鉄炮 3 挺役永 150 文

##### ・松崎<sup>3</sup>

- ①岩科村：[享保 11]鉄炮 3 挺役永 150 文 / その他威鉄炮 18 挺
- ②江奈村：[元文 5]鉄炮 1 挺役永 50 文
- ③道部村：[元文 5]鉄炮 1 挺役永 50 文

#### 1-2 獣害と対策

- ・永禄 8 年(1565)6 月 18 日宝成寺看坊宛北条家朱印状<sup>4</sup>  
「一、或者しくひと号、年貢之内を引捨、或者小作等無納所、年貢之内を除候、於此度無是非候」(あるいはイノシシが食べたとして年貢の分から引いたり、あるいは小作人などが納めなくて年貢の分から引いたとのこと。このたびは仕方ないと思います)
- ・天正 18 年(1590)鳥獣駆除のために豊臣秀吉方から鉄炮許可(後述)
- ・享保 12 年(1727)2 月賀茂郡十足村(現在の伊東市)鹿猪防土手設置<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 「午年伊浜村御年貢可納割付之事」(南伊豆町伊浜肥田家文書 9-35-5)

<sup>2</sup> 『西伊豆町誌』通史編(西伊豆町、2000 年)。

<sup>3</sup> 『松崎町史』通史編(松崎町教育委員会、2005 年)。

<sup>4</sup> 北條寺文書一二(『静岡県史料』1、静岡県、1932 年)302 頁～303 頁。北條寺は現在の伊豆の国市南江間にある臨済宗建長寺派寺院。北条義時が創建し、義時の墓所あり。

<sup>5</sup> 「一札」(『静岡県史 資料編 12 近世四』静岡県、1995 年)79 頁～80 頁。伊東市立図書館保管。

- ・天明 4 年(1784)2 月賀茂郡原保村(現在の伊豆市)「村明細帳」:猪鹿が出るので作物があるうちは山野に小屋を作り追い払う<sup>6</sup>
- 1-3 豊臣秀吉の刀狩、江戸時代の村の鉄炮
- ・天正 16 年(1588) 豊臣秀吉による刀狩:刀・脇差・鉄炮・槍の所持禁止  
⇒その後も村での鉄炮は残存  
ex 天正 18 年(1590)鳥獣駆除のために豊臣秀吉方から鉄炮許可
- ・寛文 2 年(1662) 江戸幕府による鉄炮規制
  - ①平野部から山間部へ拡大
  - ②鉄炮数調査実施
- ・延宝年間(1673~1681) 幕府が鉄炮に焼き印を押して 1 挺ずつの把握
- ・貞享 4 年(1687) 「獵師筒」「威筒」に分類=獵師用と鳥獣駆除用に分類  
⇒「獵師筒」を所有している者=獵師身分の確立

## Ⅱ:明治時代前半の上賀茂と鉄炮

### 2-1 明治時代の鉄炮所持に関する法制度

- ・明治新政府の課題:旧幕藩体制の解体と抵抗勢力の鎮圧化のため、徹底的に全国的な武装解除を兵部省・陸軍省を中心に展開
- ・明治 5 年 1 月 29 日太政官布告第 28 号銃砲取締規則
  - 第一則:銃・弾薬商売定員の限定
  - 第二則:軍用の銃・弾薬売買禁止
  - 第三則:売買した者の明細を提出
  - 第四則:弾薬は指定場所で囲う
  - 第五則:軍用の銃・弾薬の私的所持の制限
  - 第六則:免許を受けた獵人以外の銃獵禁止
  - 第七則:銃・弾薬の製造制限
- ・明治 6 年 1 月 20 日太政官布告第 25 号鳥獣獵規則
  - 特徴①:第一條~第二十五條
  - 特徴②:職獵(鳥獣ヲ獵シ、以テ生活トスル者)と遊獵(遊樂)の區別[第一條]
  - 特徴③:免許鑑札制度。威鉄砲は地方官の許可で「臨時ノ免許」を与える[第二條]
  - 特徴④:職獵は金 1 円、遊獵は金 10 円の納税義務[第五條]

### 2-2 上賀茂の鉄炮所有者とその特質

- ・【上賀茂村鉄砲所有者一覽】参照
- ・明治 5 年 4 月鉄炮挺数取調書上帳<sup>7</sup>  
所有者:24 名(火縄銃 22 挺・「西洋ケベル」1 挺・「西洋ヤーゲル」1 挺)

<sup>6</sup> 「村明細帳」(『中伊豆町誌』中伊豆町教育委員会、1994 年)39 頁。

<sup>7</sup> 南伊豆町渡辺亮家文書 1-69(南伊豆町教育委員会所蔵)。

※明治2年～3年の人口：409名程度<sup>8</sup>

大きさ：火縄銃は2匁～2匁8分、西洋銃は3匁

・明治6年鉄炮持主連名帳・明治7年8月鑑札書上帳

2名減少して所有者22名 ⇒鳥獣猟規則が影響か

臨時猟銃鑑札(威銃)：19名 / 職猟銃鑑札(職猟税)：3名

2-3 「職猟銃」を持つ男 —近代南伊豆猟師の存在形態—

・由五郎：火縄筒(2匁2分)。明治3年に29歳<sup>9</sup>。持高0.435石。養父午次郎(51歳)・養母せん(51歳)・養祖母ひな(73歳)・妻よね(28歳)・倅徳太郎(5歳)。船2艘<sup>10</sup>・牛1匹所持

・作次郎：火縄筒(2匁8分)。明治3年に33歳<sup>11</sup>。持高1.1867石。妻ちやう(30歳)・娘いよ(8歳)。牛1匹所持

・弁之助：火縄筒(2匁6分)。明治3年に32歳<sup>12</sup>。持高1.1石。父仙二郎(56歳)・母もん(51歳)・妻ちと(22歳)・長女てつ(14歳)・次女ひさ(10歳)・長男初太郎(7歳)・次男留吉(5歳)・三女やす(2歳)。牛1匹所持

⇒耕作・運送業・職猟などの多角的経営

Ⅲ：上賀茂地区から鉄炮が消えた日

3-1 明治10年の鉄炮所持者の減少

・明治10年10月23日付「職猟銃営業願」<sup>13</sup>「威銃営業願」<sup>14</sup>

⇒職猟銃を願い出た者：由五郎・作次郎のみ

⇒威銃を願い出た者：5名 / 村内での持高が多く、石山経営などをしている者

3-2 鉄炮所持者減少の要因

・明治6年7月足柄県「銃猟并威銃規則」<sup>15</sup>：「猪・鹿を威銃、必ス鑑札を所持可致事」  
※近世段階の上賀茂では職猟や威銃に対して無税(1-1参照)

⇒職猟や威銃による税金負担を忌避したか

・幕末～近代初頭に石材生産へ、上賀茂の産業革命を促進する働き、住民の経営転換促進<sup>16</sup>

<sup>8</sup> 「曹洞宗人別改書上帳」(南伊豆町渡辺亮家文書1-140。南伊豆町教育委員会所蔵)、「曹洞宗人別書上帳控」(南伊豆町渡辺亮家文書1-168。南伊豆町教育委員会所蔵)。

<sup>9</sup> 前掲註8「曹洞宗人別書上帳控」。

<sup>10</sup> 「運送稼人名前取調帳」(南伊豆町渡辺亮家文書1-80。南伊豆町教育委員会所蔵)。

<sup>11</sup> 前掲註8「曹洞宗人別書上帳控」。

<sup>12</sup> 前掲註8「曹洞宗人別書上帳控」。

<sup>13</sup> 「職猟銃営業願」(南伊豆町渡辺亮家文書1-186。南伊豆町教育委員会所蔵)。

<sup>14</sup> 「威銃営業願」(南伊豆町渡辺亮家文書2-25。南伊豆町教育委員会所蔵)。

<sup>15</sup> 「銃猟并威銃規則」(南伊豆町渡辺亮家文書1-85。南伊豆町教育委員会所蔵)。

<sup>16</sup> 拙稿「近世上賀茂の家と家族」(『南伊豆を知ろう会』5、2018年)。

- ・近代前半の上賀茂の凝灰質砂岩の石材需要については不明ながら、すでに近代の安房加知山藩(勝山藩。酒井家)は凝灰質砂岩などの房州石を産物として独占<sup>17</sup>
- ⇒明治末期『本邦産建築石材』<sup>18</sup>:上賀茂産出の石材 2 万切
- ⇒明治 39 年『大日本帝国港湾統計』:手石湊輸出石材 175000 本(87000 円)
- ⇒手石湊総輸出額:284174 円(石材は全体の 30%)
- ⇒日本化粧耐火煉瓦会社「ハリツケ煉瓦」原料として興隆

おわりに

- ・近代初頭の上賀茂村では鉄砲所持者が 24 名(西洋銃が 2 挺)
- ・そのうち狩猟に従事した者は 3 名
- ・銃規制後に上賀茂村内の鉄砲は減少したが、税金負担を忌避とともに村内の産業イノベーションを促進
- ・石材産出に伴う開発が環境・生態系に影響を及ぼした可能性

参考文献

- 塚本学『生類をめぐる政治 元禄のフォークロア』(平凡社、1983 年)
- 武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち 刀狩りから幕末まで』(朝日選書、2015 年)
- 遠藤芳信「1872 年鉄砲取締規則の制定過程 ―近代日本における武装解除と銃社会規制の端緒―」(『北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編』62-2、2012 年)
- 武井弘一「天保期隠し鉄砲の摘発とその歴史的意義」(『日本歴史』649、2002 年)
- 武井弘一「家綱政権の関八州鉄砲改め ―上野国緑野郡三波川村を事例に―」(『日本歴史』690、2005 年)
- 武井弘一「近世の獣害発生と防除 ―一八世紀後半の関東を事例に―」(『日本歴史』720、2008 年)
- 武井弘一「生類憐み政策の本質 ―獣害に苦しんだ西上州の山村―」(『地方史研究』335、2008 年)
- 橋本操他「飯田市における獣害駆除の諸問題 ―駆除死体の処理方法に着目して―」(『地域研究年報』35、2013 年)

<sup>17</sup> 金谷ストーンコミュニティ他「千葉県富津市の「房州石」」(高田祐一編『産業発展と石切場』戎光祥、2019 年)。

<sup>18</sup> 臨時議院建築局編纂『本邦産建築石材』(重松養二、1921 年)。本書は日露戦争後に麹町区内幸町の仮議事堂の大改修を行ない、本格的な国会議事堂を建造するため大蔵省臨時建築部が調査(明治 43 年~45 年)し、大正 7 年に新設の大蔵省臨時議院建築局が改訂したもの。